

事例２ ダウグループとデュポングループの統合

第１ 本件の概要

本件は、①ダウ・ケミカル・カンパニー（本社米国。以下「ダウ」といい、同社と結合関係のある企業集団を「ダウグループ」という。）とダイヤモンド・マージャー・サブ・インク（本社米国）がダウを存続会社として、イー・アイ・デュポン・ドウ・ヌムール・アンド・カンパニー（本社米国。以下「デュポン」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業集団を「デュポングループ」という。また、ダウグループとデュポングループを併せて「当事会社」という。）とオリオン・マージャー・サブ・インクがデュポンを存続会社として合併し、②ダウ及びデュポンの株式をダウデュポン・インク（本社米国）が全部取得すること（以下、上記①及び②を併せて「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第１０条及び第１５条である。

なお、当事会社が製造販売する特定の商品間で水平及び垂直関係にあるものは多数存在するところ、以下では、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた商品（酸性コポリマー、K r F フォトレジストポリマー及びK r F フォトレジスト）について検討した。

第２ 酸性コポリマー

酸性コポリマー（a c i d c o - p o l y m e r）は、高圧共重合法を用いて、エチレンと精製アクリル酸又はメタクリル酸を組み合わせることによって製造される石油化学製品で、高性能シーラント、押出コーティング、接着ラミネーション、接着タイ層、耐衝撃性を改質するための化合等の広い用途に使用されている。

石油化学製品のうち本件行為後の当事会社の合算市場シェアが高くなる商品としては酸性コポリマーがあり、本件行為後の当事会社の国内における合算市場シェアが下表のとおり約９５％となるところ、当事会社から、後記１の事業譲渡（以下「本件措置」という。）を行う旨の申出があり、当事会社間の競合が解消される予定であったことから、本件措置の内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行った。

【平成２７年における酸性コポリマーの国内市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
１	デュポングループ	約９０％
２	ダウグループ	０－５％
３	A社	０－５％
４	B社	０－５％
合計		１００％

１ 当事会社による本件措置の申出

当事会社から、酸性コポリマー事業について、以下の申出があった。

- (1) ダウグループの保有する酸性コポリマーの生産設備（米国の工場等）、顧客との契約及びその記録、原材料供給契約、一定の従業員、ノウハウ、酸性コポリマーの商標、操業契約サービス等を譲渡する。
- (2) 譲渡先は、①当事会社から独立していること、②酸性コポリマー市場における当事会社その他の競争事業者との競争における有力かつ精力的な競争勢力として、譲渡対象事業を維持及び発展させる資金、専門的技能及びインセンティブを有すること、並びに③売却事業の取得により、競争上の懸念を生じさせるおそれのあるものでないことを基準に選定する。
- (3) 当事会社は、本件措置の完了までの間、ダウグループが行う他の事業から譲渡対象事業を切り離し、販売に適した事業として管理されることを確保する独立した第三者（監視受託者）¹を補助し、当該事業の経済的な成長可能性、市場価値及び競争力を維持する。
- (4) 当事会社は、欧州委員会²による本件行為の承認から一定期間内に譲渡先との契約を締結する。また、併せて、欧州委員会等（公正取引委員会を含む。以下同じ。）による譲渡先及び売却条件の承認から一定期間内に譲渡を実行する。
- (5) 欧州委員会による本件行為の承認から一定期間内に譲渡先との契約締結に至らなかった場合、公正取引委員会の同意を得て独立した第三者（事業処分受託者）を選任し、当該受託者が前記(1)の事業を前記(4)後段の期間内に譲渡する。

2 本件措置に対する評価

本件措置を講じることを前提とすれば、本件行為後の酸性コポリマー市場における当事会社の合算市場シェアは本件行為前から増加しない。また、譲渡先については、前記1(2)の要件を満たしていれば、酸性コポリマー市場における独立した競争者となると考えられるところ、譲渡先が当該要件を満たしているかについては、当事会社から報告を受けた後、欧州委員会等において判断することとされており、事前に譲渡先の適格性を判断する機会が確保されている。さらに、本件措置は、前記1(4)後段のとおり最長でも欧州委員会等の譲渡先及び売却条件の承認から一定期間内に実行されることとされており、本件措置を講じる期限が適切かつ明確に定められている。

3 小括

以上から、当事会社が申し出た本件措置を講じることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第3 K r Fフォトレジストポリマー及びK r Fフォトレジスト

1 一定の取引分野

(1) 商品範囲

¹ 監視受託者は、当事会社の本件措置の条件及び義務の遵守を監視する義務を負う。

² 審査時点においては、欧州委員会による企業結合審査に最も期間を要することが見込まれたため、欧州委員会による本件行為の承認から一定期間内に譲渡先との契約を締結することとされていたもの。

ア K r F フォトレジストポリマー

フォトレジストポリマーは、光に反応する感光性の樹脂であり、フォトレジストの原料となるものである。フォトレジストポリマーは、光に反応する性質を有するため、光の波長によって分類される³が、特定のフォトレジスト向けに製造されるため、需要者であるフォトレジスト製造販売業者は、特定の波長に適合するフォトレジストポリマーを選択して使用している。したがって、各種フォトレジストポリマー間には需要の代替性は認められない。

フォトレジストポリマーの生産工程及び設備は、各種フォトレジストポリマーで共通しているが、ポリマーによってその合成方法は異なり、その技術的レベルも異なるため、例えば、A r F フォトレジストポリマーを製造できる事業者がK r F フォトレジストポリマーを製造できるとは限らない。したがって、各種フォトレジストポリマー間の供給の代替性は限定的である。

以上から、商品範囲をそれぞれが反応する光の波長ごとのフォトレジストポリマーとして画定し、本件行為においては、当事会社のうちデュポングループが「K r F フォトレジストポリマー」、ダウグループが「K r F フォトレジスト」を製造販売していることから、当事会社間の垂直関係が問題となる「K r F フォトレジストポリマー」について検討を行った。

イ K r F フォトレジスト

フォトレジストは、ポリマー、感光剤、溶剤を主成分とする液状の化学薬剤である。フォトレジストは、特定の波長の光に選択的に感光して反応する性質を有し、半導体の製造過程において、光を使って回路パターンをシリコン・ウェハ（以下「ウェハ」という。）上に焼き付けるフォトリソグラフィ⁴に用いられる。フォトレジストは、光の波長によって分類される⁵が、特定の波長の光に選択的に感光して反応する性質を有するため、需要者である半導体製造業者は、半導体製造設備の設計に適合する波長のフォトレジストを選択して使用している。したがって、各種フォトレジストの間には需要の代替性は認められない。

フォトレジストは、光を使った微細な回路パターンの製造に使用されるため、原料である感光性ポリマーの選択及び調製、塗布媒体であるウェハとの反応性の調整において、複雑かつ高度な技術及び経験の蓄積を要し、各種フォトレジストの製造に必要な知的財産及びノウハウが異なる。したがって、各種フォトレジストの間には、供給の代替性は認められない。

³ 光の波長に対応したフォトレジストポリマーの種類として、193nm対応のA r F フォトレジストポリマー、248nm対応のK r F フォトレジストポリマー、365nm対応のi 線フォトレジストポリマー及び436nm対応のg 線フォトレジストポリマーがある。

⁴ 感光性の光性の物質を塗布した物質の表面を、パターン状に露光（パターン露光、像様露光などともいう。）することで、露光された部分と露光されていない部分からなるパターンを生成する技術をいう。

⁵ 光の波長に対応したフォトレジストの種類として、A r F（193nm）フォトレジスト、K r F（248nm）フォトレジスト、i 線（365nm）フォトレジスト及びg 線（436nm）フォトレジストがある。

以上から、商品範囲をそれぞれの波長ごとのフォトレジストとして画定し、本件行為においては、当事会社のうちデュポングループが「K r Fフォトレジストポリマー」、ダウグループが「K r Fフォトレジスト」を製造販売していることから、当事会社間の垂直関係が問題となる「K r Fフォトレジスト」について検討を行った。

(2) 地理的範囲

ア K r Fフォトレジストポリマー

K r Fフォトレジストポリマー製造販売業者の大半は、日本に製造拠点があり、K r Fフォトレジストポリマーの需要者であるK r Fフォトレジスト製造販売業者も国内の製造拠点から大部分のK r Fフォトレジストポリマーを調達している。

したがって、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

イ K r Fフォトレジスト

K r Fフォトレジストの製造販売業者の製造拠点は、半導体産業の集積地である福島県、新潟県及び静岡県に集中しており、需要者である半導体製造販売業者も、国内の製造拠点から大部分のK r Fフォトレジストを調達している。また、K r Fフォトレジストの販売価格については北米、欧州等地域により価格差が一定程度見受けられる。

したがって、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

2 本件行為が競争に与える影響

(1) 当事会社の地位

ア 川上市場

本件行為後のK r Fフォトレジストポリマーにおける当事会社の市場シェアは、約35%であり、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成27年度におけるK r Fフォトレジストポリマーの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	デュポングループ	約35%
2	C社	約20%
3	D社	約15%
4	E社	約10%
	その他	約30%
合計		100%

イ 川下市場

本件行為後のK r Fフォトレジストにおける当事会社の市場シェアは約20%、HHIは約2,300であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【平成２７年度におけるＫｒＦフォトレジストの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
１	F社	約３５％
２	G社	約２５％
３	ダウグループ	約２０％
４	H社	約１５％
５	I社	０－５％
６	J社	０－５％
７	K社	０－５％
合計		１００％

(2) K r Fフォトレジストポリマーの供給拒否等

デュポングループが、ダウグループ以外のK r Fフォトレジスト製造販売業者に対して、K r Fフォトレジストポリマーの供給の拒否等を行うこと（以下、(2)において、この行為を「投入物閉鎖」という。）により、K r Fフォトレジスト市場において市場の閉鎖性・排他性の問題を生じるか否かについて検討する。

K r Fフォトレジストポリマーについては、当事会社以外に市場シェアが１０％以上の有力な競争事業者が２社存在する。

また、川下市場であるK r Fフォトレジストの平成２７年における市場規模は平成２３年の６０％程度まで減少しており、これに伴いK r Fフォトレジストポリマーの需要量も減少していることなどから、各K r Fフォトレジストポリマー製造販売業者は、十分な供給余力を有していると考えられる。

以上のとおり、デュポングループの競争事業者である他のK r Fフォトレジストポリマー製造販売業者には十分な供給余力があるため、K r Fフォトレジスト製造販売業者は、容易に代替的な調達先を確保することができる。

したがって、投入物閉鎖による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと考えられる。

(3) 小括

以上から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第４ 結論

当事会社が申し出た本件措置を講じることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。